

令和 8 年 7 月 22 日
独立行政法人農畜産業振興機構

優良和子牛生産推進緊急支援事業及び和子牛産地基盤強化緊急
特別対策事業の平均価格等について（令和 8 年 4 月～ 6 月分）

優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱（令和 6 年 3 月 18 日付け 5 農畜機第 8206 号）第 4 の 3 及び和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業実施要綱（令和 8 年 3 月 18 日付け 7 農畜機第 8354 号）第 4 の 3 の規定に基づき、下記のとおり令和 8 年 4 月～ 6 月分の平均価格及び奨励金単価を公表します。

今期は、黒毛和種及び褐毛和種について、いずれの事業も平均価格が発動基準価格を上回ったため、**奨励金の交付はありません。**

記

1 平均価格及び発動基準価格

（単位：円／頭）

品種・ブロック		平均価格	優良和子牛生産推進 緊急支援事業		和子牛産地基盤強化 緊急特別対策事業	
			発動基準価格		奨励金 発動	発動基準 価格
			A	B		
黒毛和種	北海道	851,459	620,000	610,000	—	620,000
	東北	839,676			—	
	本州関東以西・ 四国（兵庫県を 除く）	847,097			—	
	兵庫県	1,006,326			—	
	九州・沖縄	853,666			—	
褐毛和種		736,300	570,000	560,000	—	570,000
その他の 肉専用種		—	370,000	360,000	—	370,000

2 奨励金単価

(単位：円／頭)

品種	優良和子牛生産推進 緊急支援事業			和子牛産地盤強化 緊急特別対策事業	
	発動基準	取組数 2	取組数 3 以上	離島等以外	離島等
黒毛和種・ 褐毛和種・ その他の 肉専用種	A	10,000	10,000	10,000	50,000
	B	10,000	20,000		

注 1：優良和子牛生産推進緊急支援事業は令和 8 年 4 月～6 月販売分、和子牛産地盤強化緊急特別対策事業は令和 8 年 4 月～6 月販売分及び保留分が対象となります。

注 2：黒毛和種の平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる 6 ヶ月齢～12 ヶ月齢の肉用子牛の指定市場における取引価格を用い、要綱別表 1 に定めるブロック別、四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値 70（平均＋2 標準偏差）以上）となる都府県（今回は兵庫県が該当）はブロック別平均価格の計算から除外します。

注 3：褐毛和種については、全国で、四半期ごとに算出します。

注 4：その他の肉専用種については、令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注 5：離島等の奨励金単価は、離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、鹿児島県奄美市、鹿児島県大島郡及び沖縄県に所在する農場において飼養された和子牛が対象です。

注 6：平均価格及び発動基準価格は、消費税込みです。